

平成 14 年 度

監 査 報 告

第 2 回 定 期 監 査 結 果 報 告
財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告
行 政 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

第 2 回 定期 監 査 結 果 報 告	3 ページ
第 1 定期 監 査 (事 務 関 係)	5 ページ
第 2 定期 監 査 (工 事 関 係)	9 ページ
財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告	11 ページ
行 政 監 査 結 果 報 告	43 ページ

監査報告第1号

平成15年5月9日

横浜市 長 中田 宏 様

横浜市監査委員	一 杉 哲 也
同	山 下 光
同	鈴 木 正 之
同	木 村 久 義

平成14年度第2回定期監査、財政援助
団体等監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり提出します。

第 2 回定期監査結果報告

第 1 定期監査（事務関係）

第 2 定期監査（工事関係）

第1 定期監査（事務関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成14年4月1日から平成14年11月30日までに執行された財務に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

(1) 財務に関する事務全般について実施した区

- ア 神奈川区
- イ 中区
- ウ 南区
- エ 緑区
- オ 戸塚区
- カ 泉区

(2) 財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務について実施した局及び区

- ア 総務局（財団法人横浜市国際交流協会）
- イ 市民局（財団法人横浜市芸術文化振興財団）
- ウ 福祉局（財団法人寿町勤労者福祉協会、社会福祉法人清風会、社会福祉法人ひまわり福祉会、社会福祉法人若竹大寿会、社会福祉法人慶優会、社会福祉法人秀峰会、社会福祉法人愛光会及び社会福祉法人和みの会）
- エ 環境保全局（財団法人川崎・横浜公害保健センター）
- オ 経済局（財団法人横浜産業振興公社、横浜市信用保証協会、財団法人三溪園保勝会及び株式会社横浜国際平和会議場）
- カ 緑政局（財団法人横浜市臨海環境保全事業団）
- キ 都市計画局（横浜高速鉄道株式会社）
- ク 港湾局（横浜川崎曳船株式会社）
- ケ 交通局（横浜交通開発株式会社）
- コ 教育委員会事務局（財団法人横浜市国際交流協会）
- サ 港南区（財団法人横浜市芸術文化振興財団）
- シ 泉区（財団法人横浜市芸術文化振興財団）

2 監査の期間

平成14年12月10日から平成15年5月1日まで

3 監査の結果

今回の監査は、監査対象局区の財務に関する事務が、関係法規及び予算に基づき、収入については調定事務・徴収事務が適正に執行されているか、支出については予算が適正かつ効率的に執行されているか、契約事務・検収事務が公正に行われているか、財産の取得・管理・処分が適正に行われているかなどについて実施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

その結果、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講ぜられたい。

なお、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する事務について改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

(1) 介護予防型通所事業について改善を求めるもの

(神奈川区、中区、南区、緑区、戸塚区及び泉区)

各区では、介護予防・自立支援の一環として、おおむね65歳以上で、加齢・傷病等により何らかの障害を有する高齢者（要介護認定された者等を除く。）を対象に、介護予防型通所事業を委託により実施している。

委託契約の内容は、軽スポーツ等の機能訓練と参加者同士の交流等を組み合わせたプログラムを、原則として1日4時間以上週4日実施するものであり、1日当たりの利用人員はおおむね10人以上とされている。

各区とも、2団体と委託契約を締結しており、委託先は特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、株式会社等で、会場については、南区の1団体が4か所で日替わりに実施しているほかは、いずれも1団体1か所となっている。

そこで、利用実績についてみたところ、次のような状況で、利用人数が10人以上である団体は2団体のみとなっている。

平成14年11月時点の利用人数の状況

1 回 当 た り の 利 用 人 数 の 平 均	2～3人	4～5人	6～7人	8～9人	10人以上
団 体 数	1団体	3団体	5団体	1団体	2団体

また、利用希望者は、事前に登録することになっており、登録状況は次のとおりで、登録者が少ない団体も見受けられた。

平成14年11月時点の登録者数の状況

登 録 者 数	10人台	20人台	30人台	40人台	50人以上
団 体 数	2団体	1団体	4団体	1団体	4団体

介護予防型通所事業については、平成12年10月から各区1か所で開始され、平成13年10月からは各区2か所に増やして実施されているが、利用希望者を把握し事業参加への働きかけが必要なこと、事業開始から1～2年が経過した段階で、まだ認知度が低いこと、また、地域ケアプラザ等で行われている、地域住民主体のレクリエーションや機能訓練などの事業と、対象者や事業内容が類似する部分もあることなどから、一部を除いて利用実績が低調な状況となっている。

については、魅力あるプログラムの実施について受託者を指導し、より一層周知を図るなど、区と受託者の連携を密にしながら利用者の増加を図るとともに、対象者のニーズや地域の実情に応じた効果的な事業執行となるよう関係局とも連携しつつ改善を検討されたい。

(2) 遺留金について適切な事務処理を求めるもの

(神奈川区、中区、南区、緑区及び戸塚区)

各区では、行旅死亡人及び身寄りのない者（生活保護受給者を含む。）が社会福祉施設、自宅等で死亡した場合において、所持していた金銭（以下「遺留金」という。）があり、施設の職員、警察官等から引渡しを受けたものについては、葬祭費等に充当後、残余金がある場合には、これを歳入歳出外現金として保管している。

生活保護受給者に係る遺留金の取扱いについて、福祉局（旧民生局）が昭和59年に制定した「遺留金の取扱基準」（以下「取扱基準」という。）では、相続人の存否等を調査し、相続人が不明な場合には葬祭費に充当し、充当後の残余金が5万円未満の

場合には、葬祭関連経費として葬祭を行う者に交付し、残余金が20万円以上の場合には、相続財産管理人の選任請求の手続を行い、5万円以上20万円未満の場合であっても、無報酬の相続財産管理人が選任される場合には、選任請求を行うこと等が規定されている。

また、社会福祉施設入所者等の遺留金については、残余金を区分した基準は定められていないが、各区とも取扱基準に準じて事務処理を行うこととされている。

そこで、遺留金に関する事務についてみたところ、次のようなものが見受けられた。

ア 葬祭費等に充当した後の残余金が20万円以上の場合で、死亡した者に関する記録は残っているが、相続人の調査や相続財産管理人選任の手続等が、速やかに行われていなかったため、時間の経過により処理が困難となることから、速やかに着手すべきもの（神奈川区、中区及び南区）

イ 死亡した者の氏名・住所等に関する記録が残っていないため、相続人の調査等を行ったのかどうか不明のまま、長期間に渡り遺留金を保管していたため、取扱基準にしたがい、事務処理が終了するまで記録を保管すべきもの（神奈川区、中区、南区、緑区及び戸塚区）

取扱基準では、葬祭費等に充当した後の残余金が20万円以上の場合には、相続財産管理人の選任請求を行うものとしているが、20万円では相続財産管理人への報酬に要する費用が不足する場合があります。5万円以上20万円未満の場合には、規定されている無報酬の相続財産管理人を選任することは難しく、遺留金が保管されているのが現状である。また、5万円未満の場合には、葬祭終了後に遺留金の引渡しを受けることがあり、葬祭関連経費に充当することができず、保管しているものがある。さらに、昭和59年の取扱基準制定以前の遺留金は、葬祭関連経費への充当を規定していなかったため、長期間に渡り保管されている状況である。

以上のような現状を踏まえ、取扱基準について合理的な金額で区分するよう見直しを図るとともに、各区に長期間保管されている遺留金の取扱いについて、その事務が迅速かつ適切に行えるよう、福祉局と連携し検討されたい。（神奈川区、中区、南区、緑区及び戸塚区）

第2 定期監査（工事関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成13年4月1日から平成14年11月30日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局を対象に監査を行った。

(1) 工事全般について実施した局

ア 都市計画局

イ 交通局

監査対象工事及び監査実施工事

監査対象局	監 査 対 象 工 事		監 査 実 施 工 事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件 数	工事金額（契約）	件 数	工事金額（契約）
都市計画局	275件	84億5,086万6,147円	51件	57億1,561万1,219円
交 通 局	695件	1,064億8,849万7,434円	66件	382億8,367万 378円
計	970件	1,149億3,936万3,581円	117件	439億9,928万1,597円

主な監査実施工事は次のとおりである。

ア 都市計画局

新横浜長島地区遊水池建設工事、桜木町駅前空間整備工事、桜木町駅前空間整備に伴う照明工事、新横浜長島地区電線共同溝整備工事（その4）、平成14年度専有クイーンモール等管理運営業務委託、戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業仮設店舗内装等調整業務委託（その5）

イ 交通局

高速鉄道4号線茅ヶ崎南工区土木工事、高速鉄道1・3号線車両用車体製造、関内駅改良工事（自動出改札装置）、高速鉄道4号線川和車両基地詳細設計委託、信号保安装置更新工事（上大岡）、高速鉄道4号線現場技術業務第3工区委託

(2) 工事関係のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務について実施した局

- ア 福祉局（社会福祉法人清風会、社会福祉法人ひまわり福祉会、社会福祉法人若竹大寿会及び社会福祉法人慶優会）
- イ 経済局（財団法人横浜産業振興公社及び株式会社横浜国際平和会議場）
- ウ 都市計画局（横浜高速鉄道株式会社）

2 監査の期間

平成14年12月10日から平成15年5月1日まで

3 監査の結果

今回の監査は、監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査等により実施した。

その結果、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講ぜられたい。

(1) 同一業者との複数の随意契約工事に関し適切な発注方法に改めるべきもの

(交通局)

交通局では、横浜市営地下鉄の関内駅、下永谷駅及び三ツ沢下町駅の3駅において、エレベーター設置に伴う駅改良工事の一環として、自動出改札装置の移設等の工事を行っていた。

当該工事については、施工箇所が異なることから、駅ごとによる3件の個別工事として実施されているが、3件とも自動出改札装置のシステムの設計及び製作を行った同一業者との随意契約で、かつ、契約がいずれも平成13年9月とほぼ同時期であることから、一括発注することにより、工事請負費に係る一般管理費を設計金額にして約12万円低減することが可能であった。

したがって、今後、同一業者との複数の随意契約工事を行う場合には、工事コストの縮減、業務の効率化等の観点から、一括発注を含めた適切な発注方法に改められたい。

財政援助団体等監査結果報告

財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

次の団体において、主として平成13年度に執行された出納その他の事務。ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、公の施設管理受託団体については次に掲げた公の施設の管理受託事務に限る。

(1) 出資団体

- ア 財団法人横浜市国際交流協会（総務局）
- イ 財団法人横浜市芸術文化振興財団（市民局）
- ウ 財団法人寿町勤労者福祉協会（福祉局）
- エ 財団法人川崎・横浜公害保健センター（環境保全局）
- オ 財団法人横浜産業振興公社（経済局）
- カ 横浜市信用保証協会（経済局）
- キ 財団法人三溪園保勝会（経済局）
- ク 財団法人横浜市臨海環境保全事業団（緑政局）
- ケ 横浜高速鉄道株式会社（都市計画局）
- コ 横浜川崎曳船株式会社（港湾局）
- サ 横浜交通開発株式会社（交通局）

上記団体のうち、財団法人横浜産業振興公社及び横浜高速鉄道株式会社については、工事関係の監査も実施。

(2) 財政援助団体

- ア 社会福祉法人清風会（福祉局）
- イ 社会福祉法人ひまわり福祉会（福祉局）
- ウ 社会福祉法人若竹大寿会（福祉局）
- エ 社会福祉法人慶優会（福祉局）
- オ 社会福祉法人秀峰会（福祉局）
- カ 社会福祉法人愛光会（福祉局）
- キ 社会福祉法人和みの会（福祉局）
- ク 株式会社横浜国際平和会議場（経済局）

上記団体のうち、社会福祉法人清風会、社会福祉法人ひまわり福祉会、社会福

社法人若竹大寿会、社会福祉法人慶優会及び株式会社横浜国際平和会議場については、工事関係の監査も実施。

(3) 公の施設管理受託団体

ア 財団法人横浜市芸術文化振興財団

公の施設：横浜美術館、横浜能楽堂及び久良岐能舞台（市民局）

横浜市港南区民文化センター（港南区）

横浜市泉区民文化センター（泉区）

イ 財団法人寿町勤労者福祉協会

公の施設：横浜市寿生活館（福祉局）

ウ 財団法人横浜市国際交流協会

公の施設：横浜市国際学生会館（教育委員会事務局）

なお、各団体の設立目的、事業内容等については22ページから42ページまでの「財政援助団体等監査の対象団体の概要」を参照されたい。

2 監査の期間

平成14年12月10日から平成15年5月1日まで

3 監査の結果

今回の監査は、前記の「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務及び当該団体に関する局区の事務を対象として行った。監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

その結果、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局区にあつては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあつては局区の指導に応じた適切な措置を講ぜられたい。

(1) 出資団体（公の施設の管理受託事務を含む。）

ア 財団法人横浜市国際交流協会（総務局及び教育委員会事務局）

(ア) 局の事務に関する事項

a 横浜国際協力センター内誘致促進スペースの適正な管理及び有効活用を求めるもの（総務局）

総務局では、横浜国際協力センター内に、国際機関誘致の際に事務所等を設置するための誘致促進スペースを確保しており、この誘致促進スペースの管理業務を財団法人横浜市国際交流協会に委託している。

そこで、この誘致促進スペースの管理状況についてみたところ、暫定利用が十分行われておらず、総務局の備品整理票がちょう付された物品や所有者不明の物品が放置されたままとなっていた。

については、これらの物品について適正な管理を行った上で、スペースの有効活用について検討されたい。

b 横浜市国際学生会館に備えられた物品の管理について改善を求めるもの

（教育委員会事務局）

教育委員会事務局では、財団法人横浜市国際交流協会に対して、横浜市国際学生会館（以下「学生会館」という。）の管理運営を委託しているが、学生会館に備えている物品については、委託料で購入したものも含めて、教育委員会事務局の所有となっている。そこで、物品の管理状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

(a) 備品の管理に当たっては、物品管理簿に記載し管理すべきところであるが、これが備えられていなかったもの

(b) 備品には、その名称や所管所属名などを記入した備品整理票をちょう付することなどにより、照合、点検及び実態の把握を容易にするものとされているが、ちょう付などが行われていなかったもの

(c) 物品を本市以外の者に貸し付ける場合は、「物品保管換え等処理票」又はこれに代わる証書類等を徴することとされているが、これを徴していなかったもの

イ 財団法人横浜市芸術文化振興財団（市民局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 公の施設における使用許可申請手続及び利用料金減免手続の適正化を求めるもの

横浜能楽堂における平成13年度の使用許可申請手続及び利用料金減免手続をみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改める必要があると認められた。

(a) 施設の使用後に使用許可申請書を受理していたもの

(b) 財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が施設利用者と事業を共同開催する場合、施設利用者の利用料金は全額免除されることになっているが、減免申請書の減免理由欄への記載はなく、また、共催通知書の写しの添付もないなど減免根拠を明らかにしないまま、財団との共催事業とし、利用料金を全額免除していたもの

b 契約方法について改善を求めるもの

財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）においては、経理規程及び同施行要綱により、契約に際しては原則として入札又は2者以上による見積合せを行うこととされ、契約金額が10万円に満たない場合など一定の要件を満たす場合にのみ、特定の1者からの見積書の徴収のみで契約ができる単独随意契約が認められている。

そこで、財団が管理を行っている施設に関する契約についてみたところ、合理的な理由がないまま単独随意契約を締結しているものが見受けられたので、同規程等に則った事務処理に改める必要があると認められた。

c 分割購入契約を改めるべきもの

横浜美術館においては、経理規程により、100万円を超える物品の調達が入札により行うものとされているが、100万円以下の物品の調達は複数業者の見積書を徴して安価な見積金額を示した業者から調達する方式の随意契約により購入することができるとされている。また、事務決裁規則により、100万円以上の物品の調達の決定は総務部長以上の専決又は決裁事項とされているが、100万円未満の物品の調達の決定は管理課長の専決事項とされている。

そこで、平成13年度の物品の調達状況をみたところ、平成13年8月及び12月に、それぞれ三つの契約に分割してパソコン及びパソコン周辺機器を購入しているが、購入金額がいずれも100万円未満となることで、随意契約により調達し、調達決定が課長専決とされていた。

については、今後の物品調達に当たっては、事前に必要な調達量を把握し、適正な購入手続をとる必要があると認められた。

ウ 財団法人横浜産業振興公社（経済局）

(7) 団体の事務に関する事項

a 会計処理について改善を求めるもの

貸借対照表の計上金額についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適切な事務処理に改める必要があると認められた。

- (a) 産業開発特別会計において実施している産業開発資金融資については、これまでに該当事例はないが融資先が返済不能時に生じる債務保証を負っているため偶発債務対象額を計算書類に注記すべきもの
- (b) 退職給与引当金については、引当金計上額と同額の退職給与引当預金の積立てを行っているが、会計方針である引当金の計上基準に関して経理規程に定めがなく、決算書類に同方針が注記として記載されていなかったもの。また、説明責任の一環として、年度末要支給額の注記表示を検討すべきもの
- (c) 産業施設事業特別会計において「一般棟買取積立引当金」を計上しているが、将来の費用等を見積もった引当金ではなく、施設購入に備えた資金積立であるため積立金とすべきもの
- (d) 消費税の納付及び還付については、現金収支に合わせて計上していたが、発生時の収入・支出に基づいた帰属年度とすべきもの

(イ) 局の事務に関する事項

a 横浜市産学共同研究センターの管理運営委託について改善を求めるもの

経済局では、産学連携を推進するため、企業と大学等の研究機関の共同研究の場として、大規模な実験スペース及び中小の研究室からなる「横浜市産学共同研究センター」（以下「センター」という。）の管理運営を財団法人横浜産業振興公社（以下「公社」という。）に委託している。

センターの管理運営に当たっては、両者の間で締結した「公有財産管理委託契約書」により、公社が管理に要する経費を負担する代わりに、センターの運営に係る収益をすべて収入することとしている。そこで、平成13年度の収支の状況についてみたところ、管理費等で支出した額（5,086万円）を著しく超える賃料等の収益（8,348万円）を収入し、生じた収支差額分（3,262万円）については、翌年度以降に本市から公社に別途交付される運営費補助金から減額する取扱いとしていた。

経済局においては、委託事業に係る収益を全額公社の収入として計上させる経理処理を改め、委託事業と補助事業に係る収支の関係の明確化を図られたい。

エ 財団法人三溪園保勝会（経済局）

(ア) 団体の事務に関する事項

a 収入事務について改善を求めるもの

三溪園の入園料及び観覧料の収入については、外苑、内苑等の入園区域別に、券売機を設置するほか、領収書と引換えに現金を領収する方法によっている。また、抹茶販売収入についても領収書と引換えに現金を領収する方法によっている。

収入に関する書類をみたところ、収入日計表や券売機での売上げに係る領収記録紙は保存されていたが、領収書の控えは保存に関する規定がなく、監査日現在直近3か月程度しか保存されておらず、抹茶販売については、控え部分と誤って切り離れた領収書で未使用のものは保存する取扱いとされずに処分されていた。

また、内苑での売上げについては、事務所において現金と収入日計表の照合はされていたが、領収書の控えとの照合は行われていなかった。

さらに、現金領収した入園料等の収入計上は、週2回金融機関が現金回収するときに一括して行う経理処理となっており、受領日から同回収日までは帳簿記録外の取扱い（最大952万円）となっていた。

については、収入に関する事務手続について、領収書の控えの保存に関する規定の整備、収入計上額との照合方法の確立、現金領収時の収入計上などを検討する必要があると認められた。

b 会計規則等について改善を求めるもの

固定資産の減価償却、引当金の計上基準など財団法人三溪園保勝会の決算書類作成に関する重要な会計方針について、財団の内部では会計処理の運用取扱いを定めていたが、財団の経理規程に規定がなく、かつ、収支決算書等決算関係書類にも記載されていなかったため、適切な規定整備等を行う必要があると認められた。

また、当該取扱いによると、消費税の会計処理は税込方式、固定資産の経理については減価償却を行うこととしているが、美術品等収集積立金特別会計における遺墨歴史的備品等の固定資産計上額に一部消費税額を控除して計上していたために貸借対照表価額が誤っていたもの、過年度に製作・支出した土産品の在庫相当原価を当年度に一括して資産計上していたもの及び減価償却の計算を建物の一部のみしか行っていないものが見受けられた。

については、資金収支や正味財産の増減について適切な検証を行うとともに、適正な経理処理を行う必要があると認められた。

オ 財団法人横浜市臨海環境保全事業団（緑政局）

(7) 団体の事務に関する事項

a ウィンドサーフィン艇庫の管理について改善を求めるもの

財団法人横浜市臨海環境保全事業団（以下「事業団」という。）は、海の公園において、公園施設であるウィンドサーフィン艇庫の管理許可を受けて、艇庫の貸付事業を行っているが、次のようなものが見受けられたので、適正な経

理処理及び適切な施設管理に改める必要があると認められた。

- (a) コインロッカー代金及び温水シャワー代金等の回収を委託しているが、故障の際の当該代金の払戻資金とするため、代金の一部について収入に計上することなく、事業団の担当課職員が受領していたもの
- (b) 空き艇庫に鍵をかけていないため、無断で使用されていたもの

(イ) 局の事務に関する事項

a 海の公園設置許可等について改善を求めるもの

緑政局では、財団法人横浜市臨海環境保全事業団に対して、海の公園の施設の管理許可及び設置許可をしているが、「横浜市公園条例」で申請書に記載すべき事項である管理又は設置する公園施設、場所等の詳細が記載されていないものがあり、実際の管理又は設置状況を申請書から確認できる状況ではなかった。このため、管理許可及び設置許可をしている公園施設の現況について見たところ、次のようなものが見受けられたので、上記条例に基づいた申請書の提出を求めるよう改めるとともに、適正な公園施設の管理及び使用料の徴収に改められたい。

- (a) コインロッカーの一部について管理許可をしておらず、自動販売機については設置許可した数を超えて設置していたもの
- (b) 季節売店について、設置許可期間を超えて設置していたもの
- (c) 柴口臨時駐車場について、管理許可期間を超えて使用しており、全期間について使用料を徴収していなかったもの
- (d) 緑政局からの受託業務を履行する上で使用する施設については、管理許可及び設置許可の必要がないにもかかわらず、許可を行っていたもの

カ 横浜交通開発株式会社（交通局）

（ア）団体の事務に関する事項

a 契約事務について改善を求めるもの

横浜交通開発株式会社においては、「横浜交通開発株式会社会計規程」により、契約に際しては原則として入札又は2者以上による見積合せを行うこととされており、特別の事情がある場合は、単独随意契約を行うことができる旨定められている。

そこで、駐車場整備工事の契約等についてみたところ、合理的な理由なしに1者からの見積書の徴収のみで単独随意契約を締結しており、さらに、契約の相手方も特定の業者に偏っていたので、同規程に則った事務処理に改める必要があると認められた。

(参 考)

財政援助団体等監査の対象団体の概要 (特に記載のないものは平成14年7月1日現在)

1 出資団体

(1) 財団法人横浜市国際交流協会

設 立 年 月 日	昭和57年12月28日	
所 在 地	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル9階	
設 立 目 的	国際性・先進性を有する横浜の都市の特質を生かし、個性と活力にあふれた国際交流活動を実施することにより、横浜の国際文化都市としてのより一層の発展に寄与するとともに、国際相互理解の増進と国際親善の促進を図ることを目的とする。	
代 表 者	理事長 吉村 恭二	
役 職 員 数	役員数 12人 職員数 27人	
主 な 事 業 内 容	1 国際交流・協力活動の促進・支援 2 地域の国際化の促進・支援 3 国際交流・協力等に関する情報の収集・提供 4 国際交流・協力等に関する施設の管理及び運営 5 横浜に拠点を置く国際機関等の支援 6 その他設立の目的を達成するため必要な事業	
横 浜 市 からの	出 資 額 等 (平成13年度末現在)	基本金 1,496,100,000円のうち 1,120,056,028円 (出資比率 74.9%) 貸付金残額 38,000,000円
	平成13年度 補 助 額 等	運営費補助 323,550,945円
	平成13年度 委 託 料	横浜市国際学生会館管理運営委託料 163,711,440円 横浜国際協力センター等管理委託料 82,303,517円

(2) 財団法人横浜市芸術文化振興財団

設 立 年 月 日	平成3年7月10日 (平成14年4月1日に、財団法人横浜市文化振興財団が財団法人横浜市芸術文化振興財団へと名称変更を行い、同時に財団法人横浜市美術振興財団(昭和62年10月1日設立)を統合し、すべての事業を継承した。)	
所 在 地	横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号	
設 立 目 的	美術、音楽、演劇等の芸術文化活動を総合的に振興することにより、開港以来培われてきた豊かな文化的伝統の維持と横浜市独自の芸術文化の推進を図り、もってゆとりと生きがいに満ちた市民生活の実現と国際文化都市・横浜の進展に寄与することを目的とする。	
代 表 者	理事長 齋藤 龍	
役 職 員 数	役員数 21人 職員数 158人	
主 な 事 業 内 容	1 芸術文化事業の企画及び実施 2 芸術文化活動の奨励及び育成 3 芸術文化情報の収集及び提供 4 芸術文化に関する調査及び研究 5 芸術文化施設の管理及び運営の受託	
横 浜 市 からの	出 資 額 等 平成13年度末現在	【現財団：平成14年8月1日現在】 基本金 255,000,000円のうち 205,000,000円(出資比率 80.4%) 【旧財団法人横浜市文化振興財団：平成13年度末現在】 資本金 105,000,000円のうち全額(出資比率 100%) 【旧財団法人横浜市美術振興財団：平成13年度末現在】 資本金 150,000,000円のうち 100,000,000円(出資比率 66.7%)
	平成13年度補助額等	【旧財団法人横浜市文化振興財団】 文化事業及び文化施設管理運営費補助 978,081,000円 横浜市青葉区民文化センター管理運営費補助 61,200,000円 芸能センター(仮称)開館準備事業等補助ほか 71,350,000円 【旧財団法人横浜市美術振興財団】 自主事業補助 397,753,000円
	平成13年度委託料	【旧財団法人横浜市文化振興財団】 文化施設管理運営委託料 1,521,206,000円 芸能センター(仮称)開館準備及び管理運営業務委託料 87,319,000円 心の教育ふれあいコンサート運営業務委託料ほか 36,445,000円 【旧財団法人横浜市美術振興財団】 横浜美術館及び横浜市民ギャラリー管理運営委託料 616,858,000円

(3) 財団法人寿町勤労者福祉協会

設 立 年 月 日	昭和49年3月30日	
所 在 地	横浜市中区寿町4丁目14番地	
設 立 目 的	寿町総合労働福祉会館（横浜市寿町住宅を除く。）の管理運営を適切、かつ、能率的に行うことにより労働者の福利厚生を図り、もって労働者の勤労意欲の高揚に資することを目的とする。	
代 表 者	理事長 加藤 文雄	
役 職 員 数	役員数 14人 職員数 15人	
主 な 事 業 内 容	1 寿町総合労働福祉会館の管理運営 2 横浜市寿生活館3・4階部分の管理運営 3 寿地区における横浜市DOTS事業	
横 浜 市 からの	出 資 額 等 平成13年度末現在	基本金 1,000,000円のうち 550,000円（出資比率 55%）
	平成13年度補助額等	管理運営費補助 104,727,380円
	平成13年度委託料	横浜市寿生活館管理運営委託料 28,830,197円 DOTS事業委託料 7,974,737円

(4) 財団法人川崎・横浜公害保健センター

設 立 年 月 日	昭和52年2月10日	
所 在 地	川崎市川崎区日進町23番地	
設 立 目 的	川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害者（被認定者）の健康回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的とする。	
代 表 者	理事長 東山 芳孝	
役 職 員 数	役員数 10人 職員数 10人	
主 な 事 業 内 容	1 検査・検診事業 2 保健福祉事業 3 健康被害の予防事業 4 資料の収集管理 5 研究事業	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 平成 13 年 度 末 現 在	基本金 10,000,000円のうち 3,340,000円（出資比率 33.4%）
	平成 13 年度 補 助 額 等	運営費等負担 6,532,043円
	平成 13 年度 委 託 料	医学的検査業務委託料 4,924,039円 呼吸機能訓練教室開催業務委託料 504,000円 ぜん息相談事業の委託料 1,041,369円 乳幼児血液抗体検査業務委託料 288,444円 ぜん息児水泳教室開催業務委託料 3,507,621円

(5) 財団法人横浜産業振興公社

設 立 年 月 日	平成3年10月1日	
所 在 地	横浜市中区山下町22番地 山下町SSKビル9階	
設 立 目 的	中小・中堅企業等の近代化、高度化及び国際化の推進並びに新たな中小・中堅企業等の創業の促進を図るため、金融支援事業その他の事業を行い、もって横浜市の産業経済の発展に寄与することを目的とする。	
代 表 者	理事長 清水 利光	
役 職 員 数	役員数 17人 職員数 57人	
主 な 事 業 内 容	1 産業振興のための金融支援事業 2 産業開発事業等に関する指導及び支援 3 企業経営の相談、研修等に関する事業 4 横浜経済貿易事務所の管理運営事業 5 中小・中堅企業等の国際的な経済交流等支援事業 6 中小・中堅企業等の振興のための福利厚生事業及び共済事業 7 産業振興及び地域住民の福祉増進等に関する施設の設置及び管理運営	
横 浜 市 からの	出 資 額 等 平成13年度末現在	基本金 160,550,000円のうち 100,000,000円 (出資比率 62.3%) 損失補償額 14,603,104,000円
	平成13年度補助額等	運営費及び事業費補助 1,396,737,545円 産業開発資金貸付金 10,711,000,000円
	平成13年度委託料	新事業創出支援事業等委託料 8,742,875円

(6) 横浜市信用保証協会

設 立 年 月 日	昭和22年11月29日	
所 在 地	横浜市中区山下町22番地 山下町SSKビル11階	
設 立 目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。	
代 表 者	会長 小 椋 進	
役 職 員 数	役員数 14人 職員数 91人	
主 な 事 業 内 容	<p>1 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証</p> <p>2 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証</p> <p>3 銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫又は国民生活金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証</p> <p>4 中小企業者等が発行する社債のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>5 上記に掲げる業務に付随し本協会の目的を達するために必要な業務</p>	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 平成 13 年 度 末 現 在	基本金 22,049,491,957円のうち 10,434,458,162円（出資比率 47.3%）
	平成 13 年度 補 助 額 等	信用保証料補助 200,911,631円
	平成 13 年度 委 託 料	なし

(7) 財団法人三溪園保勝会

設 立 年 月 日	昭和28年8月3日		
所 在 地	横浜市中区本牧三之谷58番1号		
設 立 目 的	三溪園内にある重要文化財建造物を維持管理し、もって我が国文化の向上発展に寄与するとともに諸外国人に対し日本文化を紹介することを目的とする。		
代 表 者	理事長 中田 宏		
役 職 員 数	役員数 18人 職員数 16人		
主 な 事 業 内 容	1 重要文化財建造物の維持管理 2 三溪園の経営 3 その他本会の目的を達するために必要と認める事項		
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 平成13年 度末現在	基本金 500,000円のうち 200,000円 (出資比率 40%) 損失補償額 2,196,254,000円	
	平成13年度 補 助 額 等	運営費補助	152,496,000円
		鶴翔閣支援事業費補助	41,280,281円
		三溪記念館改修事業費補助	9,119,998円
	平成13年度 委 託 料	なし	

(8) 財団法人横浜市臨海環境保全事業団

設 立 年 月 日	昭和56年9月1日	
所 在 地	横浜市金沢区海の公園10番	
設 立 目 的	埋立等により造成した臨海地域において、横浜市の行政施策との協調を図りながら地域内の環境保全のための事業を行うとともに臨海埋立に伴う漁業転業者等の生活再建指導を実施し、もって臨海地域の連帯と快適で潤いのある地域社会の実現に寄与することを目的とする。	
代 表 者	理事長 高見澤 佑介	
役 職 員 数	役員数 18人 職員数 10人	
主 な 事 業 内 容	1 緑化の推進に関する事業 2 環境美化の推進に関する事業 3 公共施設等の維持管理に関する受託事業 4 漁業転業者等の生活再建指導に関する事業 5 売店、駐車場及びその他の公園緑地に関する付帯事業の経営に関する事業 6 その他設立の目的を達成するために必要な事業	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 平成 13 年 度 末 現 在	資本金 592,500,000円のうち 500,000,000円 (出資比率 84.4%)
	平成 13 年度 補 助 額 等	なし
	平成 13 年度 委 託 料	金沢地先埋立地内公園緑地等維持管理業務委託料 407,253,000円 金沢幸浦地区等緑地等管理業務委託料 57,802,500円 完成土地(根岸湾地区及び金沢地先埋立地内)緑地等管理業務委託料 15,219,750円 横浜市立大学医学部附属病院植栽管理委託料ほか 63,455,276円

(9) 横浜高速鉄道株式会社

設 立 年 月 日	平成元年 3 月 29 日	
所 在 地	横浜市中区尾上町 1 丁目 4 番地 関内 S T ビル 7 階	
設 立 目 的	鉄道事業、不動産の売買、管理及び賃貸、損害保険代理業及びこれらに附帯関連する一切の業務を営むことを目的とする。	
代 表 者	代表取締役社長 井上 六郎	
役 職 員 数	役員数 16人 職員数 39人	
主 な 事 業 内 容	1 みなとみらい 21 線事業 2 こどもの国線通勤線化事業 3 京浜急行・横浜駅の駅総合改善事業	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 平成 13 年 度 末 現 在	資本金 32,152,250,000円のうち 15,467,000,000円 (出資比率 48.1%) 貸付金残額 2,298,754,000円 損失補償額 45,640,960,000円
	平成 13 年度 補 助 額 等	みなとみらい21線建設費補助 4,659,000,000円 こどもの国線通勤線化補助 209,681,985円 横浜駅南北連絡通路補助等 2,772,000,000円 川崎町田線・こどもの国線立体交差補助 127,880,000円 東横線地下化事業費借入に伴う利子補給 618,636,184円
	平成 13 年度 委 託 料	川崎町田線道路改良事業に伴う立体交差事業委託料 3,378,000円

みなとみらい21線建設事業については、全線を「日本鉄道建設公団法」第19条の規定に基づく民鉄線方式により整備しており、横浜高速鉄道株式会社は工事完成後に鉄道施設の一括譲渡を受けるまで、日本鉄道建設公団に譲渡金の一部前払として支出しているのみであることから、当該建設事業に係る工事監査は実施していない。

(10) 横浜川崎曳船株式会社

設 立 年 月 日	昭和32年6月6日	
所 在 地	横浜市中区山下町1番地	
設 立 目 的	曳船業及び曳船に関する調査研究等の事業を営むことを目的とする。	
代 表 者	代表取締役社長 岡本 坦	
役 職 員 数	役員数 22人 職員数 14人	
主 な 事 業 内 容	1 曳船業 2 船舶貸渡業 3 船舶代理店業 4 曳船に関する調査研究 5 上記に付帯又は関連する一切の業務	
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 〔平成13年 度末現在〕	資本金 10,000,000円のうち 2,500,000円（出資比率 25%）
	平成13年度 補 助 額 等	なし
	平成13年度 委 託 料	なし

(11) 横浜交通開発株式会社

設 立 年 月 日	昭和63年2月8日	
所 在 地	横浜市中区尾上町1丁目6番地 住友生命横浜関内ビル8階	
設 立 目 的	横浜市交通事業資産の有効活用を行い、交通事業の経営基盤強化と乗客サービスの向上に資することを目的とする。	
代 表 者	代表取締役社長 岸田 道則	
役 職 員 数	役員数 9人 職員数 18人	
主 な 事 業 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市交通事業に関連する不動産の取得、処分及びビル等の建設、賃貸並びに管理運営に関する事業 2 横浜市交通事業にかかる乗客の利便・サービス施設の経営管理に関する事業 3 横浜市交通局用地の管理等の受託事業 4 横浜市交通局の委託による高速鉄道の施工管理業務の受託事業 5 地方公営交通事業の調査、研究に関する事業 6 書籍、日用雑貨、食料品及び飲食物等の販売業 7 駐車場、食堂等の経営 8 広告代理業 9 損害保険代理業 10 その他目的を達成するために必要な事業 	
横 浜 市 からの	出 資 額 等 平成13年度末現在	資本金 50,000,000円のうち 35,000,000円 (出資比率 70%)
	平成13年度補助額等	なし
	平成13年度委託料	バス乗車券発売事業委託料ほか 140,999,153円

2 財政援助団体

(1) 社会福祉法人清風会

設 立 年 月 日	平成12年10月16日	
所 在 地	横浜市青葉区寺家町548番地2	
設 立 目 的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。	
代 表 者	理事長 大曾根 秀樹	
役 員 数	役員数 12人	
主 な 事 業 内 容	社会福祉事業 1 特別養護老人ホーム「ヴェルデの森」の設置経営 2 老人デイサービス事業（ヴェルデの森 ケアセンター） 3 老人短期入所事業（ヴェルデの森）	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 3 年 度 補 助 額 等	横浜市民間老人ホーム建設費等補助	780,164,000円
	横浜市民間社会福祉施設償還金助成	21,750,000円

(2) 社会福祉法人ひまわり福祉会

設 立 年 月 日	昭和62年2月26日	
所 在 地	横浜市港南区日野南5丁目56番2号	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
代 表 者	理事長 津久井 督六	
役 員 数	役員数 12人	
主 な 事 業 内 容	<p>社会福祉事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム「野庭苑」、「富岡はまかぜ」の設置経営 2 老人デイサービス事業（富岡はまかぜ） 3 老人短期入所事業（野庭苑、富岡はまかぜ） 4 老人居宅介護等事業 5 身体障害者居宅介護等事業（滞在型ホームヘルプサービス）の受託経営 6 知的障害者居宅介護等事業（滞在型ホームヘルプサービス）の受託経営 7 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる事業 介護老人保健施設 港南あおぞらの設置経営 8 老人デイサービス事業（横浜市野庭地域ケアプラザ）の受託経営 9 老人介護支援センター（在宅介護支援センター横浜市野庭地域ケアプラザ）の受託経営 <p>公益事業</p> <p>通所リハビリテーション事業（港南あおぞら）ほか</p>	
横 浜 市 からの 平 成 1 3 年 度 補 助 額 等	横浜市民間老人ホーム建設費等補助	742,337,000円
	横浜市民間社会福祉施設償還金助成	12,649,500円
	横浜市民間老人ホーム建設費等（業務省力化設備）補助	4,055,000円

(3) 社会福祉法人若竹大寿会

設 立 年 月 日	平成元年3月15日	
所 在 地	横浜市神奈川区羽沢町550番地 1	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
代 表 者	理事長 竹田 ハツ	
役 員 数	役員数 10人	
主 な 事 業 内 容	<p>社会福祉事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム「若竹苑」、「わかたけ富岡」の設置経営 2 老人デイサービス事業（若竹苑） 3 老人短期入所事業（若竹苑、わかたけ富岡） 4 老人介護支援センター（在宅介護支援センター若竹苑、在宅介護支援センター横浜市片倉三枚地域ケアプラザ、在宅介護支援センター横浜市東寺尾地域ケアプラザ）の受託経営 5 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる事業 介護老人保健施設 リハビリゾートわかたけの設置経営 6 老人居宅介護等事業 7 身体障害者居宅介護等事業（滞在型ホームヘルプサービス・24時間巡回型ホームヘルプサービス）の受託経営 8 知的障害者居宅介護等事業（滞在型ホームヘルプサービス・24時間巡回型ホームヘルプサービス）の受託経営 9 老人デイサービス事業（横浜市片倉三枚地域ケアプラザ、横浜市東寺尾地域ケアプラザ）の受託経営 <p>公益事業</p> <p>訪問入浴介護事業（若竹苑）ほか</p>	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 3 年 度 補 助 額 等	横浜市民間老人ホーム建設費等補助	737,871,000円
	横浜市民間社会福祉施設償還金助成	14,799,750円
	横浜市民間社会福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成	111,365円

(4) 社会福祉法人慶優会

設 立 年 月 日	平成13年3月9日	
所 在 地	横浜市旭区今宿一丁目5番1	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
代 表 者	理事長 高下 宣夫	
役 員 数	役員数 8人	
主 な 事 業 内 容	社会福祉事業 1 特別養護老人ホーム「今宿ホーム」の設置経営 2 老人短期入所事業（今宿ホーム）	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 3 年 度 補 助 額 等	横浜市民間老人ホーム建設費等補助	654,587,000円

(5) 社会福祉法人秀峰会

設 立 年 月 日	昭和58年10月 5 日	
所 在 地	横浜市旭区下川井町360番地	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
代 表 者	理事長 桜井 里二	
役 員 数	役員数 8人	
主 な 事 業 内 容	<p>社会福祉事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム「さくら苑」、「南永田桜樹の森」の設置経営 2 老人短期入所事業（さくら苑、南永田桜樹の森） 3 老人短期入所施設花の生活館の設置経営 4 老人デイサービスセンター真珠の詩の設置経営 5 老人デイサービス事業（磯風の謡、風の生活館、南永田桜樹の森） 6 老人デイサービス事業（横浜市川井地域ケアプラザ）の受託経営 7 痴呆対応型老人共同生活援助事業（グループホーム樹林の風、グループホーム磯風の謡、グループホーム風の生活館、グループホーム都筑の春） 8 老人居宅介護等事業 9 身体障害者居宅介護等事業（滞在型ホームヘルプサービス・24時間巡回型ホームヘルプサービス）の受託経営 10 知的障害者居宅介護等事業（滞在型ホームヘルプサービス・24時間巡回型ホームヘルプサービス）の受託経営 11 老人介護支援センター（在宅介護支援センター横浜市川井地域ケアプラザ）の受託経営 <p>公益事業</p> <p>訪問看護事業（訪問看護リハビリステーション桜樹の森）ほか</p>	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 3 年 度 補 助 額 等	横浜市民間老人ホーム建設費等補助	534,135,000円
	横浜市民間社会福祉施設償還金助成	25,020,000円
	横浜市訪問看護ステーション施設整備費及び備品整備費補助	5,000,000円
	横浜市民間社会福祉施設災害時応急備蓄物資整備事業助成	50,620円

(6) 社会福祉法人愛光会

設 立 年 月 日	平成13年3月9日	
所 在 地	横浜市瀬谷区阿久和南三丁目28番地3	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
代 表 者	理事長 相澤 文吾	
役 員 数	役員数 13人	
主 な 事 業 内 容	社会福祉事業 1 特別養護老人ホーム「みなみの苑」の設置経営 2 老人デイサービス事業（みなみの苑） 3 老人短期入所事業（みなみの苑）	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 3 年 度 補 助 額 等	横浜市民間老人ホーム建設費等補助	497,862,000円

(7) 社会福祉法人和みの会

設 立 年 月 日	平成12年12月21日	
所 在 地	横浜市戸塚区東俣野町1705番地	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
代 表 者	理事長 佐藤 晋	
役 員 数	役員数 8人	
主 な 事 業 内 容	社会福祉事業 1 特別養護老人ホーム「和みの園」の設置経営 2 老人短期入所事業（和みの園） 公益事業 居宅介護支援事業	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 3 年 度 補 助 額 等	横浜市民間老人ホーム建設費等補助 横浜市民間社会福祉施設償還金助成	439,705,000円 1,800,000円

(8) 株式会社横浜国際平和会議場

設 立 年 月 日	昭和62年6月3日	
所 在 地	横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号	
設 立 目 的	国際・国内会議及び文化・学術等各種催物、内外商品等の見本市、展示会の企画、誘致及び開催を主な目的とする。	
代 表 者	代表取締役社長 馬場 貞夫	
役 職 員 数	役員数 18人 職員数 45人	
主 な 事 業 内 容	1 国際・国内会議及び文化・学術等各種催物の企画、誘致及び開催 2 内外商品等の見本市、展示会の企画、誘致及び開催 3 会議施設、展示施設、商談室、宿泊施設及びこれらに付帯する施設の賃貸及び管理運営 4 駐車場等の管理運営	
横 浜 市 か ら の	平成 13 年度 補 助 額 等	国立横浜国際会議場マリンロビー運営費等補助 1,123,471,000円 横浜国際平和会議場国際見本市場整備事業 パシフィコ横浜展示ホールⅡ期拡張整備事業補助 32,000,000円
	平成 13 年度 損 失 補 償 額	会社の運営に係る運転資金借入れに伴う損失補償額 1,900,000,000円 展示ホールⅡ期整備事業の建設資金借入れに伴う損失補償額 1,220,000,000円 (平成13年度末現在 17,899,329,000円)

3 公の施設管理受託団体

(1) 財団法人横浜市芸術文化振興財団

公の施設：横浜美術館、横浜能楽堂、久良岐能舞台、

横浜市港南区民文化センター及び横浜市泉区民文化センター

団体概要は1(2)を参照		
施設概要	横浜美術館	
	設置場所	横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号
	設置年月日	平成元年11月3日
	設置目的	美術文化の振興と市民の美術に関する学習、創作活動等に寄与することを目的とする。
	主な事業内容	1 美術品及び美術に関する資料の保管、調査研究、展示及び利用 2 美術に関する情報の収集及び提供 3 美術に関する調査及び研究 4 美術に関する市民の創作活動等の指導及び助言 5 美術に関する講演会、講習会、講座等の開催
	平成13年度委託料	551,619,000円
	その他	平成10年度から利用料金制を導入している。
	横浜能楽堂及び久良岐能舞台	
	設置場所	横浜能楽堂 横浜市西区紅葉ヶ丘27番地の2 久良岐能舞台 横浜市磯子区岡村八丁目21番7号
	設置年月日	平成8年6月28日 (久良岐能舞台の普通財産施設としての設置は昭和62年10月6日)
設置目的	能、狂言その他の古典芸能(以下「能楽等」という。)の振興を図ることを目的とする。	
主な事業内容	1 能楽等の公演、講座その他の事業の企画及び実施 2 能楽等の公演、練習その他の活動のための施設の提供 3 能楽等に関する情報の収集及び提供 4 能楽等の活動に関する相談 5 その他能楽堂の設置の目的を達成するために必要な事業	
平成13年度委託料	182,064,000円	
その他	平成10年度から利用料金制を導入している。	

施 設	横浜市港南区民文化センター	
	設 置 場 所	横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
	設 置 年 月 日	平成9年7月7日
	設 置 目 的	地域に根差した個性ある文化の創造に寄与することを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	1 文化活動のための施設の提供 2 文化活動に関する情報の提供 3 文化活動に関する事業の相談 4 文化事業の企画及び実施 5 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業
	平成13年度委託料	134,977,000円
	そ の 他	平成10年度から利用料金制を導入している。
	概 要	横浜市泉区民文化センター
設 置 場 所		横浜市泉区和泉町3511番地の9
設 置 年 月 日		平成5年9月3日
設 置 目 的		横浜市港南区民文化センターに同じ
主 な 事 業 内 容		横浜市港南区民文化センターに同じ
平成13年度委託料		109,017,000円
そ の 他		平成10年度から利用料金制を導入している。

(2) 財団法人寿町勤労者福祉協会

公の施設：横浜市寿生活館（3階・4階部分の管理）

団体概要は1(3)を参照		
施設概要	横浜市寿生活館	
	設置場所	横浜市中区寿町3丁目12番地の2
	設置年月日	昭和40年6月1日（昭和47年6月1日に3階・4階部分を増築）
	設置目的	住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等（以下「対象者」という。）の更生と福祉を図ることを目的とする。
	主な事業内容	1 対象者の生活各般の相談及び指導 2 対象者の生活の援護 3 対象者の健康相談 4 対象者の保護する児童の育成指導
	平成13年度委託料	28,830,197円

(3) 財団法人横浜市国際交流協会

公の施設：横浜市国際学生会館

団体概要は1(1)を参照		
施設概要	横浜市国際学生会館	
	設置場所	横浜市鶴見区本町通4丁目171番地の23
	設置年月日	平成6年5月1日
	設置目的	外国人の留学生、研究者等に宿泊施設を提供するとともに、市民の国際理解の増進に寄与することを目的とする。
	主な事業内容	1 外国人の留学生、研究者等のための宿泊施設の提供 2 市民の国際理解並びに教育及び研究に関する国際交流 3 その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業
	平成13年度委託料	163,711,440円

行政監查結果報告

行政監査

第1 監査の実施

1 監査の対象

平成7年の阪神淡路大震災から8年以上経過している今日、本市の主要な事務事業のうち、市民の生活に密接に関連し、市民の関心が高い、災害対策の推進に関する事業を取り上げ、監査テーマを「災害対策に関する事務」とし、特に震災対策を対象とした。

2 監査対象局区

総務局、衛生局、消防局、教育委員会事務局、中区、港南区、金沢区及び泉区

3 監査の方法

本市がこれまで災害対策として進めてきた、災害情報の受伝達に関するシステム、地域防災拠点等に備蓄している資機材や食料等の管理及び防災組織づくりなどの事業が、効率的・効果的に実施されているかなどの着眼点に基づき、関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取を実施した。また、防災情報の受伝達や防災備蓄庫等の状況を的確に把握するため、特に監査委員による現地調査を行った。

4 監査の期間

平成14年6月26日から平成15年5月1日まで

第2 監査の結果

1 災害対策に関する本市の事業

本市では、災害に強い都市づくりに向けて、地域防災力の強化及び行政の即応力の強化等の事業を行っている。

その指針として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として横浜市防災会議において策定する地域防災計画である「横浜市防災計画」の中で、本市の震災対策については①地域の防災力の強化②行政の即応力の強化③防災基盤の整備 の3項目を基本方針として推進していくことが体系づけられている。

また、平成10年には、「横浜市防災計画」に基づく震災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、震災の予防、震災が発生した場合の措置等を規定した「横浜市

震災対策条例」が制定されている。

この条例では、市民及び事業者の基本的責務として、平素からの食料、飲料水等の備蓄や市の実施する震災対策への協力等について定められている。

現在、全庁を挙げた推進体制として、市長を議長とし、全局・区長等で構成する「横浜市防災対策推進会議」では、震災対策のみならず多岐にわたる災害への対策や危機管理体制について様々な検討が行われている。

「横浜市防災計画【震災対策編】」では、東海地震と南関東地震を仮定し、被害予測上の条件を設定した上で、震災の予防や災害応急対策を確立するための仮想被害を次のように想定している。

区 分		東海地震	南関東地震（注1）
条件項目	発生時期	冬の夕刻	冬の夕刻
	気象状況	北の風4 m/s 晴れ	北の風4 m/s 晴れ
	震源地	駿河湾	相模湾
	規模	マグニチュード 8.0	マグニチュード 7.9
	市域内の震度	5（注2）	6～7（注2）
地震被害想定	建物被害棟数	1万6千棟余り	約11万6千棟
	り災人口	1万人余り	102万人
	死傷者数	約3百人	1万8千人余り
	ライフライン全般	広範囲にわたって途絶することはない、いずれも1日か2日のうちには、ほぼ完全に復旧すると予測される。	ライフライン施設は各所で被災し、広範囲にわたって使用できなくなる。全面的な復旧には1か月以上を要すると予測される。

（注1）関東大震災（大正12年9月1日、震源地は伊豆大島沖、地震の規模はマグニチュード7.9）の再来を想定している。

（注2）改正前の震度階級（平成8年10月に気象庁による震度階級の「震度5」が「震度5弱」と「震度5強」に、震度6が「震度6弱」と「震度6強」に改正された。）

(1) 地域防災力の強化に関する事業

ア 地域防災拠点の整備

(ア) 震災時避難場所の指定

市民が長期間の避難生活を送る震災時の避難場所として、あらかじめ市民一人ひとりに身近な市立の小中学校 454か所を指定し、情報受伝達、防災資機材等の備蓄など地域防災拠点としての機能の整備が進められてきた。

(イ) 地域防災拠点

a 地域防災拠点運営委員会

地域住民の相互協力による防災活動の促進、安全かつ秩序ある避難生活の維持等を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政からなる地域防災

拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）が設置され、各区内の運営委員会相互の連絡及び連携を図るため地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）が結成されている。

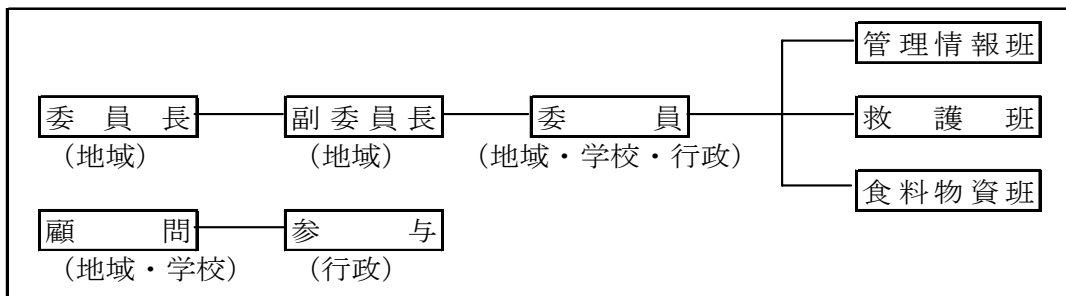
運営委員会は、震災発生時の混乱と動揺の中で、地域防災拠点の運営が円滑に行われるように、地域防災拠点運営マニュアルを作成し、日ごろから、防災資機材の取扱訓練などを行い、地域防災力の向上に努めることが必要であるとされている。

総務局では、平成8年に、地域防災拠点運営マニュアルの素案として「地域防災拠点運営の手引き」を作成し、区役所を通じて運営委員会に周知が図られている。

「地域防災拠点運営の手引き」－目次－

1	カギの管理	1 頁
2	地域防災拠点の安全確認	1
3	地域防災拠点の開設	2
4	負傷者の救護	3
5	水の確保	3
6	避難者のグループ編成と安否確認	3
7	地域防災拠点の整理整頓、誘導	4
8	地域の被災状況の把握	4
9	区災害対策本部との連絡	5
10	食料、救援物資の配付	5
11	ゴミ処理、トイレ	6

運営委員会の組織モデル



また、区では、運営委員会及び協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及びその他の活動の運営などを円滑に行うために、「横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱」等に基づき、協議会に対して助成金を交付している。

監査対象の4区において、運営委員会のマニュアルの整備状況等は次のとおりである。

区名 (運営委員会数)	マニュアルが整備されていない運営委員会数	班別名簿が作成されていない運営委員会数
中区 (14)	12	1
港南区 (32)	25	2
金沢区 (26)	16	4
泉区 (23)	16	7
計 (95)	69	14

b 情報受伝達

被害情報や避難状況など各種情報の受伝達手段として、災害時においても優先して通話が確保される災害時優先電話に指定された携帯電話が、地域防災拠点に各1台配置されている。

また、横浜市アマチュア無線非常通信協力会との協定に基づき、加入している無線局及び会員の通信協力を要請することとされている。

c 防災備蓄庫

各地域防災拠点には、各学校の事情を考慮した上で、校地を利用して251か所、空き教室等に203か所の防災備蓄庫が設置され、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、水及び生活用品等が備蓄されている。

備蓄資機材は、「横浜市地域防災拠点防災備蓄庫等管理要綱」によれば、区長から協議会に貸与され、各運営委員会が保管を行うこととされているが、総務局長から区長に対して、横浜市物品規則に基づく保管換えの事務手続等が行われていない。

なお、品質保持期限がある食料等の更新の際には、品質保持期限内に、地域防災拠点などでの有効利用が図られている。

地域防災拠点1か所あたりの備蓄品目及び数量は次のとおりである。

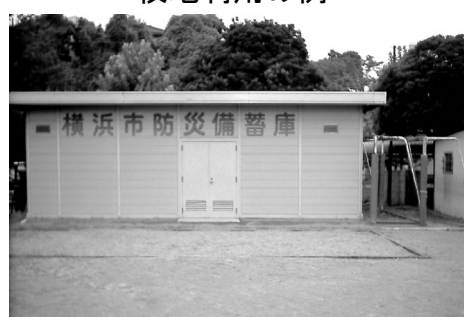
区分	品目	数量	品目	数量
食料・水	乾パン	3,000食	水あめ	1,000本
	水缶詰	3,000缶	粉ミルク・ほ乳瓶セット(熱源付含む)	40セット
	おかゆ(熱源付含む)	200缶		
生活用品	高齢者用紙おむつ	210枚	トイレットペーパー	192巻
	乳幼児用紙おむつ	1,350枚	移動式炊飯器(小学校)	1台
	生理用品	425個	ガスかまどセット(中学校)	1台

救護用品	リヤカー	2台	毛布	20枚
	グランドシート	10枚	松葉杖	5組
	保温用シート	50枚	パック式トイレ	6セット
	ろ水機	1台	テント型トイレ	2基
	給水用水槽	1個		
救助用品	エンジンカッター	2台	スコップ	5本
	発電機	5台	ロープ	5本
	投光機	5台	てこ棒	5本
	レスキュージャッキ又は油圧ジャッキ	1台	大ハンマー	5本
	ワイヤーカッター	5本	大なた	5本
	金属梯子	1本	のこぎり	5本
	担架	10本	掛矢	2個
	応急担架用ポール	10本	つるはし	5本
	ハンドマイク	2個	大バール	5本
	ヘルメット	10個		

空き教室利用の例



校地利用の例



実査を行った4区の地域防災拠点において、防災備蓄庫の設置場所等は、次のとおりである。

区名 (現地実査を行った 地域防災拠点数)	防災備蓄庫の設置場所別の地域防災拠点数			
	校庭	1階教室等	2階教室等	3階以上の 教室等
中区(6)	3	1	1	1
港南区(6)	1	1	4	0
金沢区(6)	3	1	0	2
泉区(6)	0	2	1	3
計(24)	7	5	6	6

なお、防災備蓄庫が2階以上の教室に設置されている拠点では、移動式炊飯器やガスかまどセット等の重い物は、校舎1階又は屋外にある倉庫等に保管されていた。

イ 地域医療救護拠点の整備

震災が発生した場合、家屋の倒壊、窓ガラスの飛散などによって多数の負傷者が発生することが予想されるため、市民の生命、身体の安全確保を図るため、市民にとって身近な場所での応急医療救護活動を行う地域医療救護拠点の整備が進められている。

(7) 地域医療救護拠点

地域医療救護拠点は、大規模地震等による災害時に限り、初期対応として必要な期間（原則として発災から3日間）、被災負傷者等の応急医療、慢性疾患患者の診療及び薬剤の支給等を行う場所として市立小中学校に設置されるもので、中学校区に1か所の割合で145か所に整備されている。なお、このうち131か所については地域防災拠点としても指定されており、14か所については地域医療救護拠点としてのみ指定されている。

実査を行った4区における指定状況は次のとおりである。

区名	地域防災拠点と地域医療救護拠点の併設校			地域医療救護拠点単独校			地域医療救護拠点の計		
	計	(内訳)		計	(内訳)		計	(内訳)	
		小学校	中学校		小学校	中学校		小学校	中学校
中 区	6	4	2	0	0	0	6	4	2
港南区	10	1	9	0	0	0	10	1	9
金沢区	3	0	3	7	0	7	10	0	10
泉 区	6	0	6	1	0	1	7	0	7
計	25	5	20	8	0	8	33	5	28

(イ) 地域医療救護拠点の機能

a 医薬品、医療用資機材の備蓄

地域医療救護拠点には、100人分の外科系の被災負傷者に3日間対応できるものを中心として、応急医療に必要な医薬品等が備蓄されている。

医薬品等の管理については、(社)横浜市薬剤師会への委託により実施されており、その仕様書により保管方法が定められている。

なお、使用期限のある医薬品等の更新を行う際には、使用期限内に市立病院での有効利用が図られている。

備蓄医薬品等の種類

区 分	医薬品等の種類
医 薬 品	消毒剤、止血剤、鎮静剤、抗生物質製剤、強心剤、利尿剤、局所麻酔剤、輸液製剤、糖尿病用剤、血管拡張剤、解熱鎮痛消炎剤、総合感冒剤等
医療器具	注射器、輸液用具、縫合止血用具、骨折用具等
衛生材料	ガーゼ、包帯等
医療器材	担架ベッド、照明灯、毛布、酸素蘇生器

監査対象の4区において、現地実査を行った医療救護拠点の状況は次のとおりである。

区名 (現地実査を行った 医療救護拠点数)	薬品保冷庫等の 転倒防止措置が ないもの	薬品保冷庫等が 廊下に設置され ていたもの	医薬品等の数 量が不足して いたもの	酸素蘇生器が組 み立てられてい なかったもの
中区(6)	2	1	0	0
港南区(4)	3	0	2	0
金沢区(3)	2	0	1	0
泉区(4)	0	0	0	2
計(17)	7	1	3	2

また、一部の備蓄医薬品等については、仕様書に定められた保管方法となっていないものがあるなど、適切な保管について統一した取扱いが行われていない状況であった。

薬品保冷庫の例



保管ロッカーの例



b 医療活動体制

震災発生時には、横浜市医師会、横浜市薬剤師会等の協力を得て、医師2名、看護師5名、薬剤師1名及び区本部職員2名によって医療救護隊が編成され、状況に応じて、保健師その他の補助者が加わることでとされている。

なお、各地域医療救護隊の運営マニュアルは、作成されていない。

ウ 広域避難場所の整備

地震に伴う大火災が多発し、延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために、木造密集市街地から一定の距離がある空き地や耐火建物など輻射熱を遮断する効果のあるもので囲まれた安全な場所等が、広域避難場所に指定されている。

(7) 広域避難場所の指定

地区内の人口に応じた面積と、いずれの地区からも避難者が1時間以内に到達できる位置に存在することを前提として、現在122か所が指定されている。

監査対象の4区において、広域避難場所の指定状況は次のとおりである。

区名	指定箇所数	広域避難場所
中区	6	横浜公園、山下公園、本牧山頂公園一帯、根岸森林公園、根岸住宅地区、港の見える丘公園
港南区	5	こども医療センター一帯、下永谷市民の森、野庭団地、日野公園墓地及び日野中央公園一帯、港南台団地一帯
金沢区	13	富岡総合公園、県立循環器呼吸器病センター、称名寺裏山一帯、野島公園展望台、横浜市立大学一帯、金沢自然公園、関東学院総合グラウンド、長浜公園一帯、まつかぜ公園一帯、能見台北公園一帯、富岡西公園一帯、池子米軍用地及び八景苑墓地一帯、野島公園（室ノ木地区）
泉区	6	戸塚カントリークラブ一帯、米軍深谷通信隊、市営上飯田団地、県営いちょう団地、和泉町6606周辺、中田町2921周辺
計	30	—

(イ) 避難地区の割り当て

区長は、避難場所の状況及び安全面積、避難場所に通じる道路の状況、周辺地域の人口分布等を考慮して原則として自治会、町内会ごとに避難地区を割り当て、地域住民に周知徹底することとされている。

(ウ) 標識類の整備

広域避難場所への主要道路等には、迅速かつ安全に避難誘導を行うため、大型、小型、電柱巻き標識などの案内標識を整備し、広域避難場所の入り口付近には、標示板が整備されている。

大型標識の例



小型標識の例



電柱巻き標識の例



標示板の例



(エ) 機材庫の設置

各広域避難場所には、広域避難場所に避難した市民を火災の輻射熱から防御し、応急給水及びし尿処理を効果的に行うために必要な資機材を収納するための機材庫が設置され、現在 115か所に、ろ水機、可搬式小型動力ポンプ及び災害対策用仮設トイレなどが収納されている。

監査対象の4区において、実査を行った12か所のうち1か所について、機材庫の周りに植え込みがあり、設置場所の土地に55cm程度の段差があることから、発災時には速やかに機材庫内の資機材を搬出できない状況であった。

標準的な機材庫の例



設置場所に段差等があった機材庫



エ 備蓄計画

震災直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、市民の安全確保にかかわる食料、水、資機材等の備蓄が進められている。

(ア) 備蓄庫の整備

食料、水缶詰、資機材等は、地域防災拠点防災備蓄庫のほか、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所（消防出張所及び休日急患診療所）及び方面別備蓄庫に備蓄されている。

それぞれの役割等は次のとおりである。

区 分	役 割 等
地域防災拠点 防災備蓄庫	1 地域住民の避難場所となる市立小・中学校に設置（454か所） 2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄
区 役 所 災害用備蓄庫	1 地域防災拠点への補給物資基地（区役所18か所） 2 方面別備蓄庫や他都市等からの受入基地となる。
区 役 所 分散保管場所	1 区役所の分散保管場所として、消防出張所（35か所）、休日急患診療所（18か所）に備蓄 2 地域防災拠点への補給物資基地
方面別備蓄庫	1 各区への補給物資の補充基地 2 市域を大きく分割し、方面別に設置（6か所） （入船公園、岸根公園、市民防災センター、新羽、市が尾、南部方面）

また、休日急患診療所には、被災状況等から区本部長が必要と認める時には仮設救護所が設置されることから、地域医療救護拠点と同様に、応急医療に必要な医薬品等も備蓄されている。

区役所災害用備蓄庫において、監査対象の4区のうち、1区について、救護用品として備蓄している毛布の在庫数が正しく把握されておらず、所定の枚数より64枚不足していた。

区役所災害用備蓄庫の備蓄資機材等

区 分	品 目	数 量	品 目	数 量
食料・水	乾パン	10,000食	水あめ	3,000本
	水缶詰	10,000缶	粉ミルク・ほ乳瓶セット （熱源付含む）	100セット
	おかゆ（熱源付含む）	1,000缶		
救護用品	毛布	500枚		

区役所災害用備蓄庫の例



区役所分散保管場所（消防出張所）の例



方面別備蓄庫（南部方面）



(イ) 水の確保

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要であることから、応急給水を行うための水を、配水池、循環式地下貯水槽で、市民1週間分の飲料水として約17万m³（発災から3日目までは1人当たり1日3ℓ、4日目から7日目までは1人当たり1日10ℓ）が確保されているほか、水缶詰300万缶（1缶 350ml）が地域防災拠点防災備蓄庫などに備蓄されている。

(ロ) 備蓄物資

震災発生時には、一時的に被災市民の食料等が不足することが予想されるため、南関東地震における想定り災者数の3食分の食料をはじめ、紙おむつ、生理用品、トイレットペーパーなど避難生活に必要な生活用品等が備蓄され、計画的に更新が行われている。

主な備蓄物資の状況は次のとおりである。

区分	品目	数量	品目	数量
食料	乾パン	300万食	水あめ	60万本
	おかゆ(熱源付含む)	19万缶	粉ミルク・ほ乳瓶セット (熱源付含む)	3万セット
生活用品	紙おむつ	70万枚	移動式炊飯器等	454台
	トイレットペーパー	8万巻	生理用品	19万個
	トイレ(バック式、組立式等)	4千セット		
その他	エンジンカッター、発電機などの救助用品 毛布、リヤカーなどの救護用品			

オ 防災訓練の実施

災害対応力の強化や防災関係機関の連携、市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、総合防災訓練（9月1日「防災の日」を中心）、「防災とボランティアの日」防災訓練（1月17日「防災とボランティアの日」を中心）等が実施されている。

過去5か年度の主な防災訓練の実績は次のとおりである。

年 度	総合防災訓練（9月期）		「防災とボランティアの日」防災訓練（1月期）	
	実施箇所数	参加人員	実施箇所数	参加人員
平成10年度	199か所	59,800人	187か所	22,000人
平成11年度	229	51,800	174	19,100
平成12年度	347	69,200	194	26,200
平成13年度	266	66,700	162	24,700
平成14年度	335	68,700	145	21,500

本市職員に対しては、総合防災訓練や「防災とボランティアの日」防災訓練においては、毎回、訓練に必要な職員の動員訓練が、限定的に実施されているものの、全職員に対する非常参集訓練は、平成9年1月に実施した以降、実施されていない。

(ア) 総合防災訓練

総合防災訓練は、本市各局区をはじめ防災関係機関、地域住民、事業所が一体となって行われ、情報受伝達、避難、救出救護、火災防御、道路啓開、ライフライン復旧、広域応援等の訓練が実施されている。これらの訓練を通して本市防災計画の効率的運用と検証を行うとともに、町の防災組織、運営委員会、事業所防災組織等の育成と自主防災活動の技術の向上を図ることとされている。

(イ) 「防災とボランティアの日」防災訓練

阪神淡路大震災の教訓を踏まえて、本市各局区の職員訓練をはじめ、地域防災拠点を中心とした地域訓練等が実施されている。

(ウ) 学校防災訓練の充実

児童生徒の安全を確保するため、より効果的かつ実践的な「発災対応型訓練」等の方式により行い、平成14年度については9月2日（月）を中心に、市立小中学校等において実施された。

(エ) 地域における自主的な訓練

運営委員会や町の防災組織等の自主防災組織は、自主防災意識及び地域連帯意識の高揚を図り、本市及び防災関係機関が行う防災訓練等へ積極的に参加するとともに、自主的な防災訓練、研修等を通して、地域防災力の向上に努めることとされている。

(オ) 地域医療救護拠点における訓練

監査対象の4区において、実査を行った地域医療救護拠点17か所について、一部応急救護訓練が行われているものの、各地域医療救護拠点と、その区域内の地域防災拠点が連携した訓練は行われていない状況であった。

カ 市民への情報提供

(ア) 防災フェア

パネル展示や資機材取扱実習、防災用品の展示、はしご車や耐熱救助車の展示等を行い、防災関係機関と連携して防災意識の高揚を図るための防災フェアが毎年開催されている。

平成14年度は、山下公園において、8月23日（金）から25日（日）に実施された。

(イ) パンフレットの配布等

地震に関する各種パンフレットの配布や広報よこはまへの掲載等により地震に対する日ごろからの備えや市民の心得などの啓発が行われている。

また、児童生徒の防災教育に活用するため、市立小学校1・3・5年生及び市立中学校1年生の児童生徒に対して、9月1日の「防災の日」にあわせて、学年に対応した内容の防災啓発冊子「地震と私たち（じしんとわたしたち）」が配付されている。

(ウ) インターネットの活用

横浜市のホームページの中で「防災情報のページ」として整備し、防災ハンドブックや避難所一覧等の本市の防災対策をはじめ、地震情報等が掲載されている。

キ 自主防災組織の強化

自治会・町内会等を単位として運営される「町の防災組織」に対して、自主的な防災活動を奨励することにより、災害の防止を図ることを目的として、活動奨励費が交付されている。

事業内容は次のとおりである。

交付対象事業	交付金額
① 防災資機材の購入・設置 ② 防災訓練の実施 ③ 防災のための映画会・講演会の開催 ④ 組織運営のための会合 ⑤ 防災のためのチラシ等の印刷 ⑥ その他の防災活動の一環として実施する事業	自治会・町内会等を単位として、1世帯あたり200円

ク 消火器設置奨励補助事業

初期消火による火災の拡大防止を図るため、家庭での消火器の設置を促進することを目的として、昭和48年度から、粉末消火器（ABC4型）の購入補助等が実施されている。

過去5年間における新規購入補助の状況は次のとおりである。

年 度	市補助額	市民負担額	補助本数
平成9年度	1本あたり 1,800円	1本あたり 3,600円	25,363本
平成10年度			26,394本
平成11年度			25,406本
平成12年度			22,393本
平成13年度			45,275本
平成14年度			23,684本

ケ 事業者の危機管理力の向上

事業者は、地域社会の一構成員として、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため次の対策を講じることとされている。

① 事業場内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備など事業活動における継続対策
② 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄など従業員、顧客の安全確保対策
③ 地域活動への参加や自主防災組織等との協力関係の確立など地域社会における安全確保対策

(2) 行政の即応力の強化に関する事業

ア 防災体制の強化推進

(ア) 初動体制の強化

a 災害対策夜間緊急体制

夜間・休日等における緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、市庁舎及び区庁舎に1名、消防局に2名が、輪番制による防災宿日直職員として指定されている。

防災宿日直の任務（消防局は別に定められている。）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 震災発生時の被害等に関する情報収集及び連絡② 市・区災害対策本部又は市・区警戒本部の設置準備業務③ 総務局危機管理対策室長等又は危機管理対策室担当課長等との連絡④ 防災関係機関、報道機関等との連絡、情報提供等⑤ 災害応急対策員への指示（市庁舎のみ）⑥ その他災害対策上必要な事項 |
|--|

また、夜間・休日等の警戒勤務に従事し、緊急事態発生から市災害対策本部が設置されるまでの間、情報の收受や指令伝達等の応急対策を実施するため、総務局危機管理対策室に災害応急対策員が配置されている。さらに、土・日・休日に、横浜メディアタワー内の本市防災行政用無線統制室においても、総務局危機管理対策室の職員が試行的に防災宿直を行っている。

なお、消防局では、市民からの 119 番通報を受け付ける指令室をはじめ各消防署・出張所、横浜ヘリポート及び市民防災センターにおいて、365日24時間体制を敷いている。

b 早期体制確立のための職員配置

区災害対策本部の早期設置が図られるよう、職員（区役所の管理職）の一定割合を当該区または周辺区の居住職員とするよう、人事配置上の配慮が行われている。

c ポケットベルによる初動システム

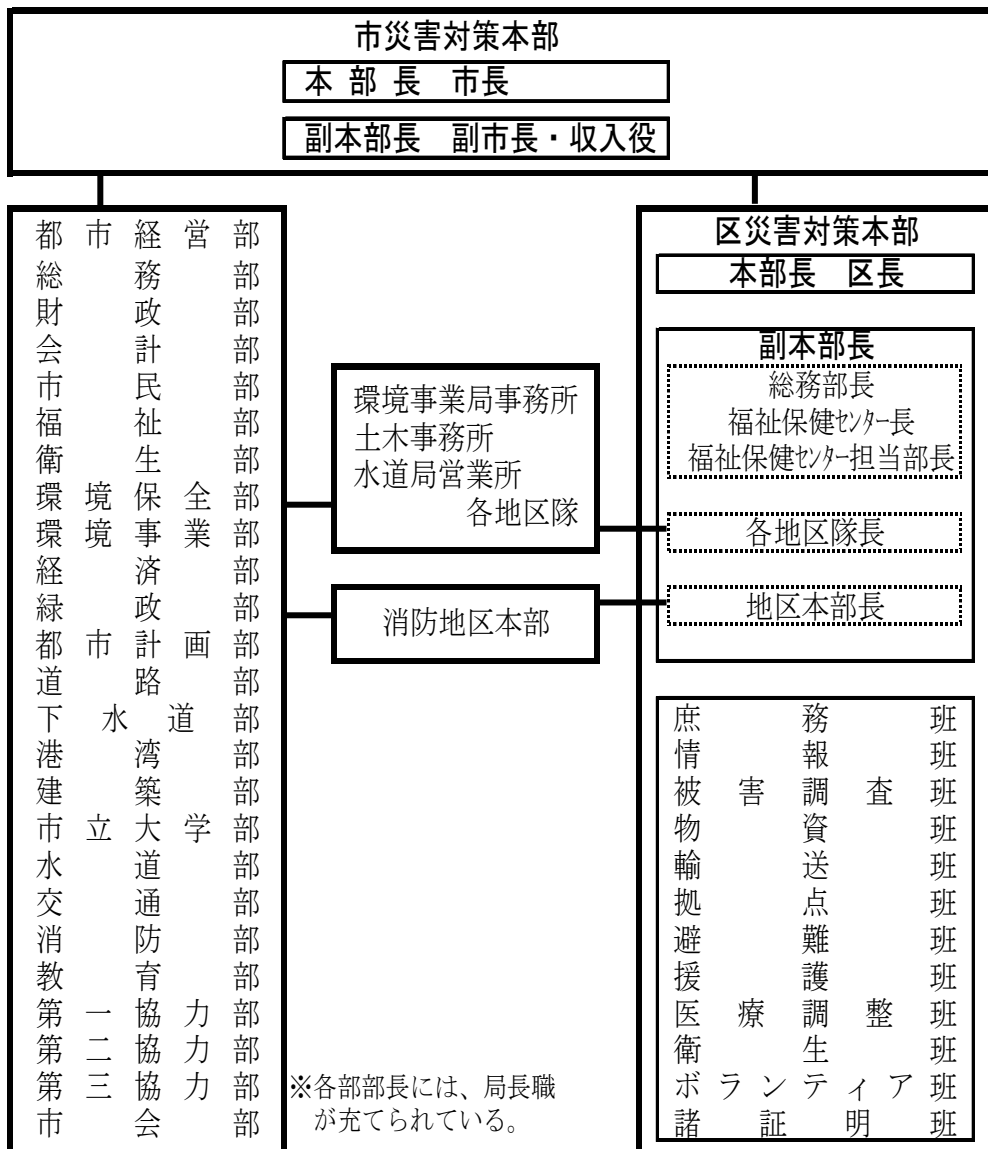
地震や風水害等の自然災害のみならず、不測の事態においても、災害時の初動体制を確保するために、市長をはじめ防災関係職員がポケットベルを常時携帯し、地震情報や気象情報等の災害情報が配信されている。

(イ) 防災組織体制

次の防災組織体制により災害応急対策又は地震防災対策を実施することとされている。

防災体制の種類	設置の規準等
連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報（津波注意）が発表されたとき、関係局及び沿岸区に設置 市域において震度4の地震が発生したとき、総務局危機管理対策室において情報収集・伝達体制を強化
市・区津波警戒本部	津波警報（津波）が発表されたとき、関係局及び沿岸区に設置
警戒体制	東海地域の地震・地殻活動に関する情報のうち「観測情報」が発表したときに設置
市・区警戒本部	地震防災対策強化地域判定会が招集されたときに設置し、警戒宣言の発令に備える。
市災害対策本部 区災害対策本部	<p>次の場合に設置し、区域における総合的な災害応急対策又は地震防災対策の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震特別措置法第9条による「警戒宣言」が発令されたとき 市域において震度5（弱）以上の地震が発生したとき等

市・区災害対策本部の組織



(ウ) 配備・動員計画（消防局は別に定められている。）

a 動員計画の策定

各局区長は、配備・動員計画の基本方針に基づき、所管の局区の配備・動員計画を作成し、職員への周知徹底を図ることとされている。

配備・動員計画の基本方針

- | |
|---|
| <p>① 職員の居住地を分析・考慮し、毎年度、実効かつ即応力のある配備・動員計画を策定し、原則として、職員に動員個人票を配付する。</p> <p>② 市・区本部の組織、事務分掌に即した配備・動員計画とし、区本部の組織体制を充実強化するため、区本部への人員増強を図る。</p> <p>③ 原則として、全職員を配備・動員体制の対象とし、教職員についても対象とする。なお、教職員は原則として所属動員とする。</p> <p>④ 市本部については、原則として、初動体制を確保するのに必要な管理職等必要最小限を所属動員とし、他の職員は、区本部への直近動員とする。</p> <p>⑤ 区本部については、原則として、別に定めた職員を所属動員とし、他の職員は居住区等への直近動員とする。</p> <p>⑥ 避難者の早期受入れと運営体制を確立するため、地域防災拠点に、身近に居住する職員5人以上を動員する。</p> <p>⑦ 医療救護体制を早期に確立するため、地域医療救護拠点に、身近に居住する職員2人を動員する。</p> |
|---|

動員の区分

区 分	対象となる職員等
所 属 動 員	<p>局区長は、この計画に定める災害応急対策を実施するため、あらかじめ所属職場に参集させる職員を、原則として次により指定する。</p> <p>① 各局における初動体制を確立するため必要な管理職等の職員</p> <p>② 各区における係長相当職以上の管理職職員</p> <p>③ 各区総務課庶務係の職員</p> <p>④ 西区、中区、都筑区役所の職員で、それぞれ所属する区の周辺区に居住する者</p> <p>⑤ おおむね次に掲げる業務に従事する職員で、応急対策上欠かすことができないと局区長が認めた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集要員及び災害対策本部、関係機関との連絡要員 ・業務上緊急措置等を行う必要がある職員（医師、看護師、保健師、社会福祉職等の専門職員、教職員、交通局職員、電気保安技術者、ボイラー技術等専門技術者） ・特殊業務を担当する職員（自動車運転者、船舶海技免許保持者、重機オペレーター等）
所 属 直 近 動 員	<p>局長は、当該局の出先機関である事務所等の災害応急対策を実施するため、当該事務所等に所属していない職員を参集させる必要があるときは、近隣に居住する職員をあらかじめ所属直近動員に指定する。</p>
直 近 動 員	<p>局区長は、動員対象者のうち、所属動員及び所属直近動員以外の職員を直近動員に指定する。直近動員の職員は、居住する近隣区役所又は地域防災拠点、地域医療救護拠点の小中学校に参集し、当該区本部の行う災害応急対策に従事する。</p>

b 動員の事前命令及び参集

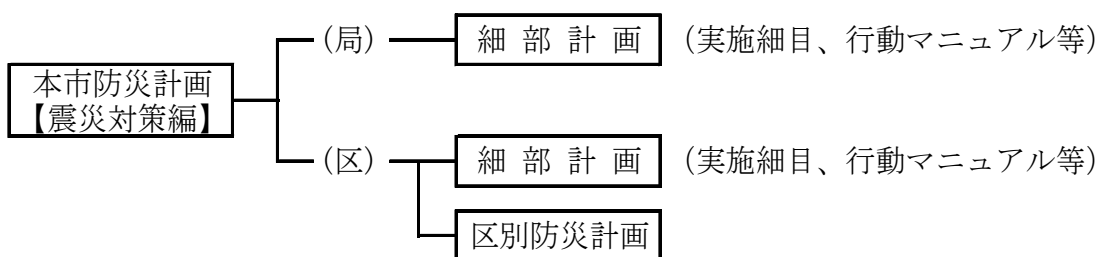
動員対象職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならないこととされている。

なお、勤務時間外であっても、次のような場合は、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、直ちに参集しなければならないこととされている。

動員事由	配備体制	勤務時間内の動員先	勤務時間外の動員先
判定会の招集	警戒配備	所属	所属
警戒宣言の発令時	全員配備	所属（局職員は、直近動員に指定された職員を中心に支援班を編成）	動員個人票に明示された場所
震度5（弱）以上の地震	全員配備		

c 参集者の任務分担の周知徹底

各局区長は、本市防災計画に定める分掌事務の実施に関し、細部計画をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じて修正することとされ、震災発生時の即応力・実践力の向上を図るため、各業務に対応した行動マニュアル、意思決定マニュアルを作成し、参集対象職員に対して周知徹底を図ることとされている。



平成9年3月に「横浜市職員－防災ポケットブックー」が全職員に配付され、その後の新規採用職員にも配付されている。

監査対象のうち、教育委員会事務局においては、市災害対策本部の分掌事務の実施に関する細部計画が、一部作成されていないものがあつた。

また、平成12年1月に、総務局は、区災害対策本部マニュアルの基本形を示したうえで、各区の実情に応じた区災害対策本部のマニュアルの作成について各区に依頼している。

監査対象の4区において、区災害対策本部における各班の業務に対応したマニュアルの作成状況は次のとおりである。

区名	マニュアルの作成状況
中区	拠点班のみ作成されている。(基本形に準拠：拠点班のみ40頁)
港南区	情報班のみ作成されている。(基本形に準拠：情報班のみ28頁)
金沢区	作成されている。(基本形に準拠：376頁)
泉区	作成されている。(基本形に準拠していない：31頁)

(エ) 災害対策本部支援施設

震災により、市(区)庁舎が機能しない又は十分でない場合の代替施設及び補完施設として、市長公舎や横浜メディアタワー内の防災行政用無線統制室等が市災害対策本部支援施設の対象施設とされている。

また、区災害対策本部支援施設については、地区センター(各区で選定する1館)及び公会堂が対象施設とされている。

(オ) 消防訓練センター

消防訓練センターでは、新採用の消防職員に対して行う初任教育、現職の職員に対して行う現任教育のほか、消防団員や市民に対する消防教育をはじめ、消防隊員用装備などの資機材の研究開発などが行われている。

特に、震災時に情報収集にあたるために各消防署所に配置されている消防機動二輪車の訓練をはじめ、倒壊建物等からの救助救出訓練を行う施設が整備されている。

また、ヘリコプターの臨時離着陸場や広域避難場所として指定されているほか、広域応援消防計画では、他都市消防機関からの応援消防隊等の宿泊施設等として活用されることとされている。

監査委員による現地調査の状況



イ 地震に関する観測と調査研究の推進

(ア) リアルタイム地震防災システム

災害対策本部の初動体制の確保や効率的な災害対策を図ることを目的として、市域内の地震情報を収集する地震計システムや、それと連動して被害想定を行う地震被害推定システムなどの地震防災システムを構築してきた。このような個々のシステムを結合した「横浜市リアルタイム地震防災システム」により、地震発生3分以内に震度情報を、20分で被害推定の情報を、それ以降は、実際の被害情報を収集することができ、災害対策本部会議における効率的で的確な活動方針の決定などに活用される。

a 高密度強震計ネットワーク

地震発生直後に市域内の地震動の状況をいち早く把握するシステムで、平成7年度から整備を開始して、平成9年5月から本格的な運用が開始されている。市域内の地震動は、消防出張所等150か所に設置した地震計により把握され、総務局危機管理対策室、消防局、市立大学の3か所の観測センターに送信されている。また、これらの情報は気象庁等にも配信されている。

b 地震被害推定システム

高密度強震計ネットワークと連動し、地震発生後約20分で市域内の震度分布、液状化、木造建物被害を50m四方の区域ごとに高精度に推定することが可能となっている。

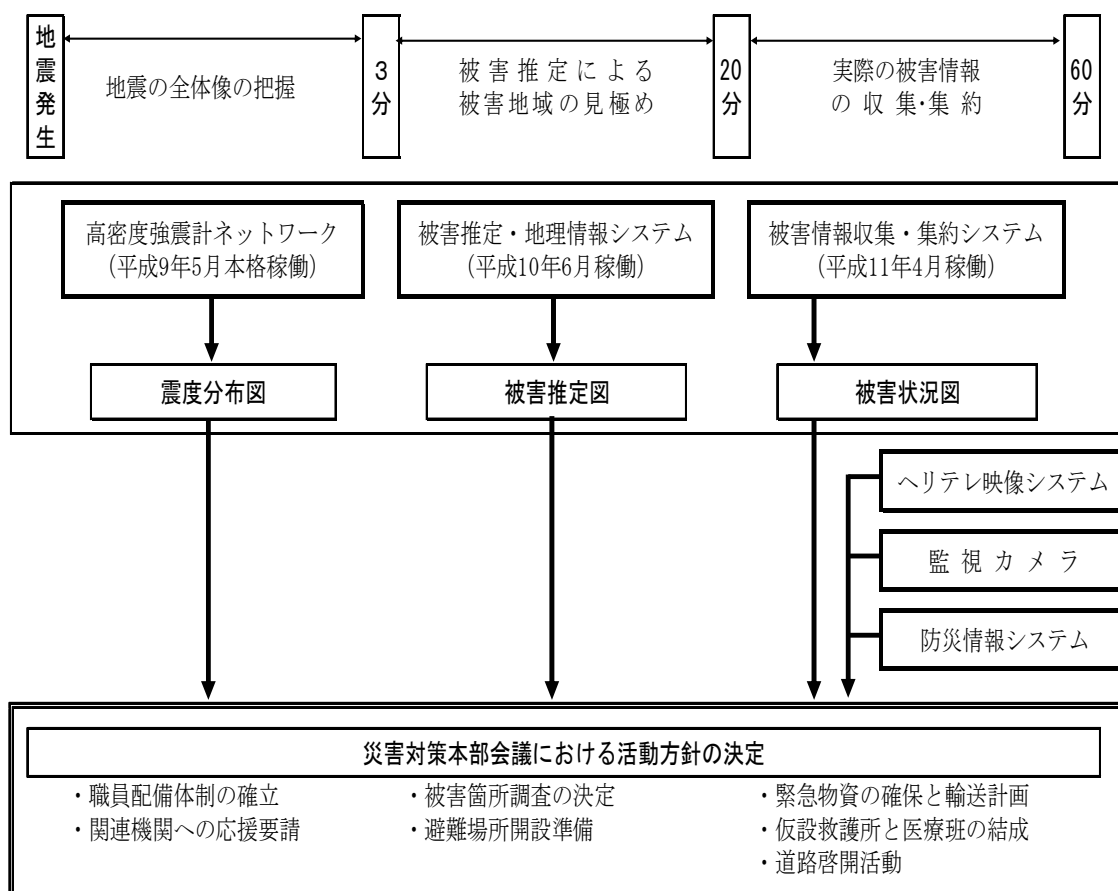
c 地理情報システム

緊急輸送路や避難場所、病院などの地理情報が入力されており、容易に被害推定システムと重ね合わせることができる。

d 被害情報収集・集約システム

市内の建設業協会との協定に基づき各土木事務所が収集する緊急輸送路97路線の道路陥没やがけ崩れなどの被害状況を、地図上で迅速・効果的に収集・集約するシステムで、市内全域の道路の被害情報を把握し、被災地域への救援ルートを指定するなど救援活動に活用できるとされている。

リアルタイム地震防災システム図



(イ) 地震に関する観測と調査研究

平成10年度から平成12年度にかけて実施した地下構造調査や高密度強震計ネットワークで観測された地震データの解析結果等から、平成13年度には地震の揺れの特性を示す「地震マップ」が、平成14年度には市域における液状化の起こり易さを表す「液状化マップ」が作成され、防災対策の推進に役立てられている。

ウ 防災情報通信基盤の整備

(ア) 防災情報システム

総務局危機管理対策室と各区役所、関係局を防災行政無線及び専用線を活用したオンラインネットワークで結び、各種気象情報や地震情報等の受伝達及び被害集計等を行うシステムで、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援することとされている。

防災情報システムの主な機能

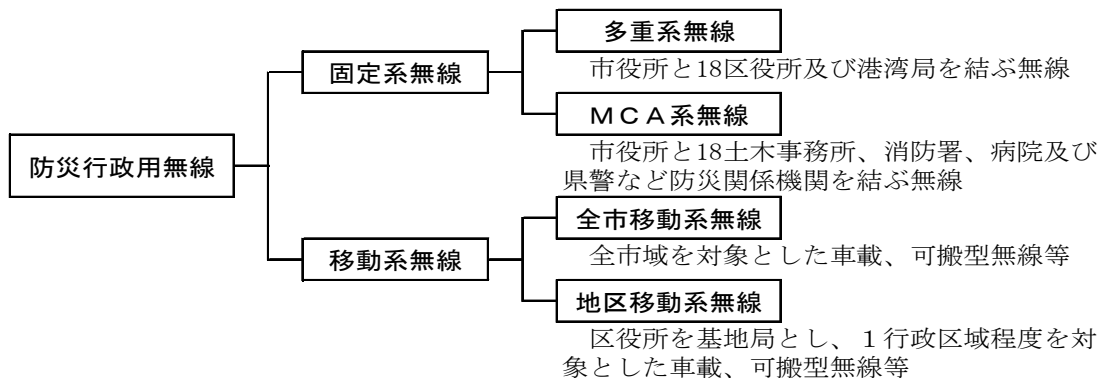
区 分	主な機能
観 測 情 報	雨量、河川水位、台風など気象観測情報を収集・伝達
注 意 報 情 報	地震、津波、気象、水防などの各種注意報・警報を収集・伝達
被 害 情 報	各区役所から地震や風水害による被害の情報を収集・伝達
地 震 情 報	高密度強震計ネットワークからの震度情報の収集・伝達
ライフライン情報	電気・ガス・水道・電話の被害、復旧情報の収集・伝達

(イ) 防災行政用無線

防災行政用無線網は、統制局を中心に固定系と移動系に分かれている。固定系無線は、複数の情報を同時に送信することができる多重系と、各子局が複数の周波数を共有し、空き周波数を自動的に選択することができるMCA（マルチチャンネルアクセス）系により構成されている。また、移動系無線は、全市移動系及び地区移動系により構成されている。

これらの無線網により災害時には、回線統制等の機能によって迅速・的確な情報の収集、伝達を行うことができるとされている。

防災行政用無線の構成



(ウ) 携帯電話

災害時優先電話に指定された携帯電話が、地域防災拠点と区災害対策本部との情報受伝達手段として、総務局危機管理対策室、区役所総務課、地域防災拠点となる小中学校に配備されている。

(エ) 画像伝送システム

迅速な災害応急対策に活用するため、横浜ランドマークタワーの屋上に設置されている災害監視カメラ4台による画像や、消防局航空隊のヘリコプターに搭載されたテレビカメラの映像を、消防局指令室を経由して総務局危機管理対策室をはじめ、国や神奈川県等に伝送することができ、地震発生直後の状況を把握することができる。

エ 防災関係機関等との相互連携

震災が発生した場合、地震の規模や被害状況から、自衛隊、他の地方公共団体等の協力が必要と認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により、速やかに協力を要請することとされている。

本市防災関係機関等は、市域の災害予防及び災害応急対策の推進を図るため、本市、神奈川県、陸上・海上自衛隊、横浜海上保安部、神奈川県警察で構成されている「防災連携研究会」、神奈川県、本市、川崎市で構成されている「県・横浜・川崎地震防災対策推進協議会」や、日本電信電話（株）、東京電力（株）、東京ガス（株）などのライフライン機関と設置されている「ライフライン防災対策連絡協議会」等の連絡会議を定期的に行い、相互の連携強化が図られている。

また、事業者とも協定を結んでおり、給水、応急医療・救護、応急防災措置、物資の確保・輸送、復興、災害時広報・広聴等、多岐にわたる分野について協力して対応にあたることとされている。

オ ボランティアとの協力体制の確立

(ア) ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師、看護師、応急危険度判定士などそれぞれ専門的な知識、技能や特定の資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所での炊き出しや物資の仕分けなどを行う「一般ボランティア」に区分され、それぞれの活動分野は、おおむね次のとおりとされている。

区 分	活 動 分 野
専門的ボランティア	① 医師、薬剤師、看護師、保健師等の医療関係従事者 ② 建築物の応急危険度判定士 ③ 被災者への心理治療 ④ 高齢者、障害者等の看護 ⑤ アマチュア無線技士等 ⑥ その他専門的知識・技能を有する活動等
一般ボランティア	① 避難所の運営への協力 ② 炊き出し、食料等の配付 ③ 救援物資や義援品の仕分け・配給 ④ 高齢者、障害者等要援護者の介護 ⑤ 清掃 ⑥ 安否情報、生活情報の収集・伝達 ⑦ その他被災地における軽作業等

(イ) ボランティアが活動しやすい環境の整備

市内のボランティア団体等が自主的に設立した「横浜災害ボランティアネットワーク会議」等との交流を日ごろから深め、震災発生時に、ボランティアの

協力を広く求め、ボランティアと行政が連携協力して円滑に活動できる体制づくりを推進することとされている。

(ウ) 一般ボランティアの活動支援

震災発生後、区本部長は、ボランティアへの情報提供及び連絡調整のため、職員を配置（ボランティア班）し、ボランティアの対応窓口を設置し、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、的確な情報及び活動拠点を提供することとされている。

2 監査の結果

本市では、市民のだれもが安心して日常生活を送り、災害が発生しても市民の安全が守られ、早期に都市機能が復旧する災害に強い都市づくりをすすめるための様々な対策を行っている。

これらの対策については、災害対策基本法、横浜市防災計画、横浜市震災対策条例等に基づき、おおむね適切に行われていたが、より効果的な対策に向けて、次の事項について改善検討を図りたい。

(1) 運営委員会における活動の充実等を求めるもの

震災時の避難場所となる地域防災拠点には、平常時及び災害時に自主的な活動を行うための地域住民を中心とした運営委員会が設置され、その運営マニュアルの素案として「地域防災拠点運営の手引き」が区役所を通じて運営委員会に周知されている。災害時に速やかに地域防災拠点としての機能を立ち上げ、自主的な運営を混乱なく行うためには、平常時から、運営委員会において災害時を想定した運営マニュアルを整備し、地域住民の自主的な活動を積み重ねて行くことが必要である。

そこで、運営委員会の活動状況等の関係書類をみたところ、地域の実情を反映した運営マニュアルを整備している運営委員会がある一方で、作成していない運営委員会が多数見受けられた。ついては、局区相互の連携を図り、すべての運営委員会で実効性のある運営マニュアルが作成されるよう働きかけるとともに、平常時における自主的な活動の促進を図りたい。（総務局）

(2) 広域避難場所等における備蓄資機材の管理方法について改善を求めるもの

各広域避難場所に設置された機材庫には、広域避難場所の輻射熱の防御、応急給水及びし尿処理を効果的に行うために必要な資機材が収納され、各地域防災拠点となっている小中学校の空き教室又は校地等を利用して設置された防災備蓄庫には、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、水、生活用品等が備蓄されている。

また、地域防災拠点の補給物資基地等として、区役所に設置された災害用備蓄庫には、地域防災拠点の防災備蓄庫と同様の食料や防災資機材等が備蓄されている。

そこで、備蓄物資の管理状況等についてみたところ、次のような状況が見受けられたので改善されたい。

ア 中区内の広域避難場所のうち1か所について、機材庫の周囲に植栽があり、また、設置されている土地に段差があるため機材庫内の資機材の搬出に支障があることから、資機材が速やかに搬出できるよう改善を図られたい。（総務局）

イ 「横浜市地域防災拠点防災備蓄庫等管理要綱」では、備蓄資機材は区長から協議会に貸与され、保管は各運営委員会が行うこととされているが、地域防災拠点の備蓄資機材は、総務局が各地域防災拠点に配置したものであるもので、横浜市物品規則に基づく所定の手続を行われたい。（総務局）

ウ 各区では、地域防災拠点における備蓄食料等の更新のための受払台帳を作成しているものの、備蓄食料や備蓄資機材等を、運営委員会が訓練で使用した場合等の市民への配布や貸出及び返却に係る在庫数の把握が行われていないことから、在庫数が不足している地域防災拠点があった。管理責任を明確にし、管理者が在庫数を正しく把握できるよう事務手続について改善を図られたい。（総務局）

エ 区役所の災害用備蓄庫において、救護用品の一部が不足していたので、在庫数を正しく把握できるよう事務手続の改善を図られたい。（泉区）

(3) 地域医療救護拠点における運営マニュアルの作成及び備蓄医薬品等の適切な管理等を求めるもの

震災が発生した場合、家屋の倒壊、窓ガラスの飛散などによって発生する負傷者等に対して応急医療救護活動を行うため、市内の中学校区に1か所ずつ、145か所の小中学校に地域医療救護拠点が整備されているが、次のような状況が見受けられたので改善されたい。

ア 震災時に迅速かつ的確な応急医療救護活動が求められる地域医療救護拠点は、平常時から運営マニュアルを整備し、災害時を想定した訓練を行うこと等により、参集する医師及び本市職員等の任務の習熟が必要である。

しかしながら、実査を行った地域医療救護拠点において、運営マニュアルが整備されておらず、地域防災拠点と連携した訓練も行なわれていない状況が見受けられたので、災害時に的確な活動が実施できるよう、有効な運営マニュアルの例を示されたい。（総務局及び衛生局）

イ 地域医療救護拠点には、応急医療等に必要な医薬品、医療器具、衛生材料及び医療器材が備蓄され、(社)横浜市薬剤師会への委託により管理が行われている。その管理方法については委託契約の仕様書に記載されているものの、地域医療救護拠点によって保管場所や整理の方法に差異が見られ、また、医薬品等が不足している地域医療救護拠点が見受けられたので、管理を徹底するとともに、有効な管理方法について検討されたい。（衛生局）

ウ 地域防災拠点には、災害時優先電話に指定された携帯電話が1台ずつ整備されているが、地域医療救護拠点には災害時の通信手段が整備されていない。

地域医療救護拠点として指定されている小中学校のうち、地域防災拠点に指定されていない14か所について、災害時の通信手段は、学校に設置されている、災害時優先電話である一般電話と通常のファクスのみとなっている。

災害時には、一般電話及びファクスは、断線により不通となる可能性が高いことから、迅速かつ的確な応急医療救護活動等に支障が生じるものと思われるので、地域医療救護拠点においても地域防災拠点と同様の通信手段の導入について検討されたい。（総務局及び衛生局）

(4) 消火器設置奨励補助事業のあり方についての検討を求めるもの

火災の防止と市民の防災意識の高揚を図るため、家庭への消火器の設置を奨励し、併せて消火器購入者に対して補助を行う事業が、昭和48年度に実施されてから約30年が経過しているが、家庭への消火器の普及率等についての検証が行われていない。

現在では、消火器の販売経路が多様になるとともに消火器の種類も増え、市民の選択肢が広がっていることから、補助事業の効果等の検証を行い、事業のあり方について検討されたい。（総務局）

(5) 防災宿日直体制の見直しを求めるもの

夜間・休日等における災害の発生などの緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、市庁舎及び区庁舎においては、職員による宿日直を行っている。この宿日直は、日頃から災害対策の業務に従事していない職員も含めて、一律に割り当てられる輪番制で行われているのが現状である。

震災発生時に、この宿日直職員は被害等に関する情報収集及び災害対策本部の設置準備等を行うこととされているが、災害対策本部として本格的な活動が開始できるのは、災害対策を専門とする担当部署の職員の参集後となる。

現行の体制では、震災発生直後に実質的な対応は困難と思われることから、宿日直制度を見直す等、より有効な初動対応体制について検討されたい。(総務局)

(6) 職員に対する効果的な研修等の実施を求めるもの

震災時には、職員の多くが災害対策の最前線に立ち、困難な状況の中で迅速かつ適切に業務を行うことが要求される。しかしながら、地域防災拠点及び地域医療救護拠点には、平常時に当該区役所に勤務していない直近動員職員が参集し、地域防災拠点等の開設・運営、区災害対策本部との連絡調整等にあたることとなる。これらの業務を適切に行うためには、日頃から各職員が災害時の自らの任務を認識し、行動を想定しておくことが必要となる。

本市防災計画では、各局区において市・区災害対策本部の分掌事務の実施に関する細部計画を作成することが求められているものの、この整備状況は十分とはいえない。また、新採用職員研修の中で防災講義や防災実技研修が実施され、全職員に「防災ポケットブック」が配付されているが、職員がそれぞれの任務を確認するような研修等は行われていない状況であった。

震災時に各職員が適切に任務を果たすためには、日頃から各職員が自らの任務を理解し、問題点等を把握した上で、行動マニュアルを絶えず充実させていくことが必要である。

ついては、災害時の対応に関する全職員の理解を着実に深めるために、効果的な研修等を計画的に実施することについて検討されたい。(総務局)

3 要望

本市では、これまで震災対策として様々な事業を実施してきており、特に市民生活に密接に関連した事業として、市民が震災時に避難生活を送る場所としての地域防災拠点の整備・充実に取り組んできたところである。

これまでの取組の中で、地域防災拠点の防災備蓄庫が2階以上の教室等に設置されているものについて、炊飯器などの重い資機材は1階に移す措置が完了している。

しかしながら、備蓄物資は1階にあることが望ましいことから、今後とも機会をとらえて、可能な限り低層階への移設を推進されたい。